

承認及び認定の更新又は内容の変更の際の提出書類に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

承認及び認定の更新又は内容の変更の際の提出書類に関する事項

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領において、承認の更新、認定の更新、承認内容の変更又は認定内容の変更の申込時に、提出資料の一部として承認証又は認定書の本紙を提出する旨規定している。本申込は、原則として承認証又は認定書の有効期限内に行う旨規定していることから、申込が行われてから更新又は内容の変更が完了するまでの間、申込者は承認証又は認定書の本紙を所持する事ができない。

しかしながら、承認証及び認定書は、材料又は機器等が当該認定要領に適合している事を示すものであり、有効期間内は、申込者が継続的に所持する必要があることから、今般、更新又は内容の変更の申込時に提出する承認証又は認定書にあっては、その写しを提出するよう関連規定を改めた。

また、圧延鋼材の製造方法の承認における歪時効シャルピー衝撃試験の試験方法に関して、日本籍船舶用の要件と外国籍船舶用の要件が整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 承認の更新、認定の更新、承認内容の変更又は認定内容の変更の申込時に提出する承認証又は認定書を本紙から写しに改めた。
- (2) 更新又は内容の変更に伴い、新たに承認証、認定書又は要目書が交付された際には、対応する旧承認証、旧認定書又は旧要目書を本会へ返還する旨規定した。
- (3) 圧延鋼材の製造方法の承認に関し、日本籍船舶用の要件における歪時効シャルピー衝撃試験の試験条件として、5%又は10%の歪を付与するよう改めた。